

## 県所管の浄化槽法に基づく事務が一部の市町村に移ります

県では、住民サービスの向上や市町村における自主的・主体的なまちづくりのため、「権限移譲プログラム」に基づき、市町村の希望に応じて事務を移す取組（権限移譲）を進めています。

浄化槽法の手続きにおいては、浄化槽設置等の届出受理事務、維持管理指導等を県から一部の市町村へ事務を移しています。

平成29年4月1日からは湧水町が新たに対象となります。

| 事務の内容                     | 根拠法令 | 対象                          | 平成28年度までに<br>移譲済み  | 平成29年4月1日から |
|---------------------------|------|-----------------------------|--|-------------|
| 浄化槽設置等の届出の<br>受理、維持管理指導等※ | 浄化槽法 | 全 市 町 村<br>(鹿 児 島 市<br>を除く) | 阿久根市、垂水市、指宿市、<br>日置市、いちき串木野市、<br>南九州市、伊佐市、十島村、<br>三島村、大崎町、東串良町、<br>錦江町、南大隅町、中種子町、<br>南種子町、大和村、宇検村、<br>龍郷町、喜界町、徳之島町、<br>天城町、伊仙町、和泊町、<br>知名町 | 湧水町         |

※ 建築確認を伴わない既存住宅への浄化槽の設置などが対象

このことに伴い、今まで始良・伊佐地域振興局（始良保健所）へ提出していた下記の届出、報告書等については、権限移譲実施市町村（湧水町）へ提出していただくこととなります。

（主な提出届出書等）

- ・ 浄化槽設置（変更）届出書
- ・ 浄化槽使用開始報告書
- ・ 技術管理者変更報告書
- ・ 浄化槽管理者変更報告書
- ・ 浄化槽使用廃止届出書

その他 浄化槽の維持管理に係る書類が対象となります。

浄化槽保守点検業者等の報告も同様に対象となります。

